

議案第 27 号

石岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定すること  
について

石岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて、  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により  
議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 22 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴  
い、所要の改正をするため。

## 石岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

石岡市個人情報保護条例（平成17年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項）」を「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項）」に改め、同条第3号中「行政機関個人情報保護法第2条第4項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第3項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。